

各府省等の女性の登用目標(平成32年度末まで)

※各府省等の取組計画に記載(平成28年4月1日現在)

	本省課室長相当職		地方機関課長・本省課長補佐相当職		係長相当職(本省)	
	目標	(現状値)	目標	(現状値)	目標	(現状値)
内閣官房	7%	3.7%	12%	4.0%	30%	16.0%
内閣法制局	4%程度	0.0%	18%程度	36.4%	35%程度	31.6%
内閣府	9%	6.1%	14%	10.6%	34%	26.1%
(研究職・特定任期付職員を含む)	11%	—	14%	—	34%	—
(内閣府プロパー職員のみ)	13%	—	18%	—	35%	—
宮内庁	3%	2.3%	13%	3.5%	15%	10.8%
公正取引委員会	11%程度	5.0%	12%程度	10.4%	40%程度	22.9%
国家公安委員会 (警察庁)	2.5%程度	0.9%	3%程度	2.6%	14%程度	12.8%
金融庁	7%	2.4%	12%	8.4%	30%	19.8%
消費者庁	20%以上	16.0%	20%以上 (特定任期付職員を算 入した場合、30%以上)	20.8%	35%以上	35.5%
総務省	5%程度	1.6%	9%程度	6.9%	33%程度	29.7%
法務省	8%	5.8%	12%	8.7%	30%	18.7%
外務省	10%	4.7%	25%	17.3%	40%	35.0%
財務省	4.5%程度	2.9%	12%程度	10.6%	30%程度	22.3%
文部科学省	12%程度	10.6%	18%程度	15.3%	30%	27.1%
厚生労働省	13%	7.8%	14%	10.1%	30%	21.3%
農林水産省	4%程度	2.5%	7%程度	4.4%	30%程度	25.7%
経済産業省	10%	7.5%	18%	15.8%	32%	31.0%
国土交通省	1.8%以上	1.0%	5.4%以上	4.0%	15.0%以上	12.2%
環境省	7%	3.4%	12%	8.7%	30%	24.9%
原子力規制委員会	1名		35名		45名	
防衛省	2%程度	1.0%	5%程度	3.5%	20%程度	14.5%
人事院	14%以上	10.8%	24%以上	22.0%	38%以上	37.6%
会計検査院	2%以上	1.1%	14%以上	9.9%	30%以上	36.0%
(参考) 政府全体の目標 (第4次男女共同参画基本計 画で設定)	7%	3.5%	12%	8.6%	30%	22.2%

(注)1 「現状値」は、平成27年7月1日現在のもので、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)が適用される職員、専門行政職俸給表が適用される職員(内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)、公安職俸給表(一)が適用される職員(法務省及び国家公安委員会(警察庁))、公安職俸給表(二)が適用される職員(法務省及び国土交通省)、税務職俸給表が適用される職員(財務省)及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員(以下「特別職職員」という。)を含んだ数値

2 「本省課室長相当職」及び「地方機関課長・本省課長補佐相当職」の「現状値」は、「一般職国家公務員在職状況統計表(平成27年7月1日現在)」(内閣人事局)に基づき作成。防衛省の数値については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した特別職職員の数値も含む。

3 「係長(本省)相当職」の「現状値」は、内閣人事局から各府省等に対する聴取に基づく数値

4 一部の省等では、指定職への登用についても目標を設定